資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億四千四百八十二万五千円、資本準備金の額を七億三千三百八十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月十一日

掲載頁　九十一頁（号外第七十六号）

平成二十三年四月二十日

東京都新宿区新宿二丁目五番一二号

頓智ドット株式会社

代表取締役　井口　尊仁

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年五月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年四月二十日

岡山市南区新保一一九五番地の四

株式会社キタック西日本販売

代表取締役　佐藤　義明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年五月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年四月二十日

岡山市南区新保一一九五番地の四

株式会社アドバンスコーポレーション

代表取締役　脇田　貞富

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年五月六日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式五〇〇株を五、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年四月二十日

熊本県熊本市上南部二丁目一番一〇〇号

有限会社サンキュー

代表取締役　中園　博也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月二十日

北海道滝川市東町三五五番地五

栄冠運輸株式会社

代表取締役　伊藤　徳博

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年五月二十九日です。

平成二十三年四月二十日

東京都新宿区北山伏町一番一七号

牛込食糧販売株式会社

代表取締役　宮入　貞夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月二十日

東京都新宿区北山伏町一番一七号

牛込食糧販売株式会社

代表取締役　宮入　貞夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月二十日

東京都文京区水道二丁目二番四号

ニューダイヤ産業株式会社

代表取締役　永野理一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長妻りん子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年四月二十日

横浜市中区山下町一五五番地

邢台辰光経済技術合作有限公司

日本における代表者　長妻りん子

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市北区道場町塩田二七七〇番地、最後の住所神戸市中央区葺合町字布引山一番地の一〇　被相続人　亡　丸岡　忠之

右被相続人は平成二十二年十一月九日死亡し、その相続人らは平成二十三年四月十一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

神戸市北区花山東町五番三―五〇四号

相続財産管理人　丸岡ミツル

限定承認公告

本籍岡山県岡山市中区門田文化町二番地九五二番地、最後の住所岡山県岡山市北区北方二丁目七番一二の五号　被相続人　亡　宮本　弘惠

右被相続人は平成二十二年十二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年四月七日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

岡山県岡山市北区北方二丁目七番一二の五号

相続財産管理人　宮本　貴恵

出資一口の金額の減少公告

平成二十三年三月三十一日開催の本組合臨時総会において、出資一口金五万円を五千円に減少する旨決議しました。ついては、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。以上、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条第二項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月二十日

鳥取県米子市糀町二丁目一一五番地

鳥取県西部食肉事業協同組合

代表理事　西山　善博

訂正公告

平成二十三年四月七日（号外第七十四号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年四月二十日

東京都新宿区高田馬場一丁目四番一五号

株式会社ＯＣモバイル

代表取締役　鶴岡　義明

正誤

ページ	段	行	誤	正
九三		三二下	二	「カクテル」は、前行に続ける。同日（同号外特）公布法律第十三号（国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律）（印刷誤り）
六九下		終りから一		行頭を一字上げる。昭和五十七年三月三十日運輸省告示第百六十三号（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第八条の二の規定に基づき区域を指定した件）（原稿誤り）
九三			八田吉	田吉、同市大字本郷南方、同市大字郡司分
〃			〃	北方
九北方				同日運輸省告示第百六十五号（同）（原稿誤り）
九三		終りから九	下増田、同市杉ヶ袋	下増田、同市植松、同市杉ヶ袋、同市飯野坂
同日運輸省告示第百六十七号（同）（原稿誤り）				
一〇一		終りから一	田原	田原、同町大字平田
同日運輸省告示第百六十八号（同）（原稿誤り）				
一〇三			一八西光寺	西光寺、同町大字東郷、同町大字内

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十日付第八四号一二　八ページ●同日付政府調達第七四号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）